

後援名義使用承認の取り扱いに関する要領

都市整備部事業調整室都市防災課

第1（趣旨）

この要領は、都市防災課が密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化に寄与する事業を催す団体等の申請による後援名義の使用承認事務を円滑に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2（所管）

都市防災課による使用承認は、後援名義の使用承認を受けようとする事業の目的及び内容等が原則として都市防災課の所管に属するものに限ることとする。

第3（承認の要件）

後援名義の使用承認を受ける事業は、次の各号に定める要件を全て満たすこと。

- (1) 公的な団体又はこれに準ずるものが事業主体であること。ただし、政治又は宗教に係る団体は除く。
- (2) 一般的な公益の実現に寄与することの他、関係する法令、制度の趣旨・目的にも合致し、府民生活の向上に積極的に寄与する事業であること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 金品の寄附、援助、事業参加等の強要の恐れがないこと。
- (5) 府民が自由に参加できるものであること。ただし、限られた会員等のみが参加する場合にあっては、密集市街地対策及び住宅・建築物の耐震化に寄与すると認められること。
- (6) 参加料又は受講料等を徴収する場合、当該徴収金の総額がその事業に要する経費の範囲内であること。
- (7) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められるものでないこと。
- (8) その他後援名義の使用承認を行なうことが不相当と認められるものでないこと。

第4（申請手続）

後援名義の使用承認を受けようとするものは、事業実施日の1ヶ月前までに、次の各号に定める書類を添えて、後援名義使用承認申請書（様式1）を都市防災課に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（事業開催要領等）
- (2) 収支予算書
- (3) 申請団体の規則に関する書類
- (4) 申請団体の役員名簿
- (5) その他必要な書類

第5（変更手続）

後援名義の使用承認を受けたもので、やむを得ず申請内容を変更しようとする場合は、後援名義使用承認変更申請書（様式2）を都市防災課に速やかに提出しなければならない。

第6（中止手続）

後援名義の使用承認を受けたもので、使用を中止しようとする場合は、後援名義使用中止報告書（様式3）を都市防災課に速やかに提出しなければならない。

第7（承認の取消し）

知事は、後援名義の使用承認の後に、第3に定める要件に違反すると認められた場合、承認を取り消すことができる。

第8（報 告）

後援の申請者は、事業終了後1ヶ月以内に、次の各号に定める書類を添えて後援名義使用事業実施報告書（様式4）を都市防災課に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）その他必要な書類

第9（その他）

この要領の定めに疑義が生じる場合は、都市防災課長が決定する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年11月25日から施行する。

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。